

平成 30 年 6 月 28 日

国土交通政策研究所

運輸分野のシェアリングエコノミーについて国際的な動向を整理
～「運輸分野における個人の財・サービスの仲介ビジネスに係る国際的な動向・
問題点等に関する調査研究」の公表～

国土交通政策研究所は、諸外国・地域における運輸分野の仲介ビジネスの調査研究を行いました。東アジア・東南アジアにおけるライドシェアを中心とした展開状況等について現地ヒアリング調査等により情報収集を行い、昨年度の欧米調査の結果とあわせて動向等を整理しました。

(1) 調査研究の背景と目的

近年、ICT を活用した個人の財やサービスを仲介するビジネスが様々な分野に拡大しつつある。

本調査研究では、東アジア・東南アジアの国・地域における運輸分野(主としてライドシェア)の仲介ビジネスの動向等を把握することを目的に、情報を収集し、昨年度の欧米調査の結果とあわせて整理を行った。

(2) 調査研究の内容

○主としてライドシェアを対象に調査。

○東アジア・東南アジアの 11 の国・地域を対象に文献調査を行い、シンガポール、インドネシア、中国、台湾で現地ヒアリング調査等を実施。

○昨年度の欧米調査の結果とあわせて仲介ビジネスの現状や法制度の整備・運用状況等を整理。

(3) 調査研究の総括

○ライドシェアをドライバーの営利性に着目し、非営利型ライドシェアと営利型ライドシェアに分類。

○営利型ライドシェアの法的対応は国・地域で異なる。調査したアジアの国・地域においては、既存のハイヤー制度に位置づける例(シンガポール)、新たな運送サービスに位置づける例(インドネシア、中国等)、営利型ライドシェアを容認しない例(台湾等)がみられた。

○営利型ライドシェアを制度化し、規制した調査対象の国・地域では、米国の複数の州を除き、ドライバーに職業運転免許あるいは営業許可の取得が必須とされていた。

○欧州等で営利型ライドシェアに関する訴訟が発生する一方、営利型ライドシェア事業者と既存のタクシー事業者が連携する例もみられた。

○非営利型ライドシェアは收受する金額が無償又はガソリン代等費用の範囲内であれば認められる傾向にある。

※本調査研究の報告書は下記 URL からご覧下さい。

<http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk148.html>

<お問い合わせ先>

国土交通省 国土交通政策研究所 (中央合同庁舎 2 号館 15 階) 吉田 (よしだ)、金子 (かねこ)

電話 : 03-5253-8111 (内線 53838) / 03-5253-8816 (国土交通政策研究所直通)

FAX : 03-5253-1678 Mail : pri@mlit.go.jp URL : <http://www.mlit.go.jp/pri/>